

# 天城町農業委員会 4 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 4 月 1 7 日 (月) 1 3 時 3 0 分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 1 8 名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	禎村 和志
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	田原 廣秀
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	奥 好生
7			17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	吉川 貴也	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員  
7 番 榮 徳男

5 事務局 3 名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	芝 健次	2	主任	中山 一輝
3	主任	中島 大地			

6 参加者 0 名

番号	所 属	氏 名

7 会次第

- (1) 会長あいさつ
- (2) 議事事項
  - ・議事録署名委員の指名について
  - ・会期の決定について
  - ・議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
  - ・議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請について
- (3) 報告事項等
  - ・その他 (協議会等)

(次第書) 令和5年4月17日(月) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。議案第1号のうち、申請番号4番と5番は一括審議とします。

定刻となりましたので、定例総会を始めたいと思います。  
仲会長、よろしくお願いします。

仲会長のあいさつ

(仲会長) (あいさつ後着席して定例総会に入る。)

本日の定例総会に、(栄)委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。

ただいまの出席委員は( 18人 )であります。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和5年4月天城町農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事日程に入ります。

---

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、田原委員、奥委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

---

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号1番から11番までの説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

それでは、申請番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員お願いします。

貞山委員

はい、申請番号1番について説明いたします。譲渡人、譲受人は縁故関係はありません。場所は参考資料1ページをご覧ください。境界等もはっきりしててなんら問題ないと思います。現在、牛の草の管理になります。みなさまのご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号1番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号1番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号2番について、担当委員の調査報告を求め

ます。

貞山委員、お願いします。

貞山委員

はい、申請番号2番について説明いたします。譲渡人、譲受人は兄弟になります。場所は参考資料2・3ページをご覧ください。すべて畑総等入っており境界等ははっきりしているので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号2番を採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号2番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員、お願いします。

勝尾委員

はい、申請番号3番の説明をしたいと思います。ここは栄委員なんですけど、欠席ということで代わりに説明したいと思います。参考資料の4ページをご覧ください。ここは一応畑総地域になっています。海沿いなのでこのような形になっています。境界等もはっきりしていますので、なんら問題ないと思います。みなさんのご審議お願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号3番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号3番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

中島委員

次に、申請番号4番と5番について一括審議とします。

それでは、担当委員の調査報告を求めます。

中島委員、お願いします。

はい、申請番号4番について説明いたします。譲渡人は譲受人の叔母にあたります。場所は参考資料の5番目になります。ムシ口瀬に向かっていくとN氏牛舎に入る道があるんですが、その道の反対側とその三角の所、そのN氏牛舎の所に入る三角の所は、県道よりだいぶ下がっていて木が生えてる状態で、なにも作物等できる状態じゃないんですが、後々、客土してなにかやる予定だそうです。あと5番目ですね。参考資料の6ページなんですが、訂正をお願いします。

上の方に567-1と囲っている場所があるんですが、ちょっと前の航空写真になるので勘違いしてしまって、2ヶ月前に譲受人と確認をしたんですけど、本人もはっきり。今この畑は前まではT氏が耕作していて、今は綺麗にしてある所ですが、その手前の森林みたいになってる所がこの場所に線がある567になります。すいません。左側の細長い所じゃなくて、下のほうの真ん中が白くなってる所ですね。航空写真が古いもので譲受人も一緒に見たんですが地図見てははっきり分からなくて、申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

番地はこの番地で問題ない？

政委員

中島委員

そうです。そして、譲渡人は譲受人の兄の嫁さんの方の親方になります。何ら問題はないと思いますがよろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号4番と5番について、採決します  
お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号4番と5番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号6番をについて、担当委員の調査報告を求めます。

田原委員、お願いします。

田原委員

申請番号6番について説明をいたします。譲渡人と譲受人は兄弟であります。参考資料は7ページ、当部のファームポンドがございます。そのファームポンドから北側へずっと行きます、その印してある右側でございます。改善事業も入っております、ちゃんとしっかりしております。みなさんのご審議よろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号6番を採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号6番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員、お願いします。

貞山委員

はい、申請番号7番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚関係になります。場所は参考資料の8ページになります。境界もはっきりしており、現在は牛の草が植えられています。なんら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号7番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号7番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号8番について、担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員、お願いします。

勝尾委員

申請番号8番の説明をしたいと思います。参考資料の9ページをお開きください。譲渡人と譲受人は兄弟となります。譲渡人が島に帰ってくる予定がないということで、兄弟のほうに贈与となりました。ここは一枚に見えますが上の部分だけが申請する場所になってます。一枚畑のようにしているのは今現在小作している人が一筆のようにして使っているのでもこのようになってます。境界とか杭とかうってあるので問題ないと思います。皆様のご審議お願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号8番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号8番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号9番について、担当委員の調査報告を求めます。

前田委員、お願いします。

前田委員

申請番号9番について説明します。譲渡人と譲受人は親子関係になります。場所は参考資料10ページ、11ページ、12ページになります。10ページの崎原のほうは現地確認をしたところ重機等を入れれば畑として利用できる場所なのですが、11ページと12ページのフキと堀切という場所はちょっとみた感じ原野化が進んでおり、譲渡人のかたには畑として利用出来ない可能性もあるので、非農地申請をすることも視野に置いて、農地から抜くような形にしてくださいと説明もしました。以上です。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

(質疑があった場合)

質疑なしと認めます。

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号9番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号9番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号10番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員、お願いします。

貞山委員

はい、申請番号10番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚関係になります。場所は参考資料の13ページをご覧ください。境界等もはっきりしていて、現在は牛の草を植えておりなんら問題ないと思います。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号10番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号10番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号11番について、担当委員の調査報告を求めます。

前田委員、お願いします。

前田委員

申請番号11番について説明いたします。譲渡人は譲受人と甥となります。場所は参考資料14ページと15ページになります。写真情報をみたら、荒れている感じなんですが、譲受人のほうが時間をみて機械等を入れて、畑として利用していきたいということなのでよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号11番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号11番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

---

日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
を議題とします。

事務局に申請番号12番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、申請番号12番について、担当委員の調査報告  
を求めます。

富山委員、小林委員、お願いします。。

富山委員

12番について説明したいと思います。先月の13日に現場を申請人のかたと小林委員で見てきましたけども、今、四叉路になってるんですけど、橋が機械工事をして資材置場になって、境界等もはっきりして問題はないと思います。ご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

貞山委員

すいませんいいですか。これ、赤の線で囲っている枠内で間違いないですかね。ちょっと出ている感じがするんですけど。

富山委員

現場は区画されてちゃんとなっていました。隣が川なので。

貞山委員

大丈夫です。

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号12番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします

ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号12番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

---

日程第5 諸報告を行います。お手元に配布してありますのでお目通し願います。

以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

(協議会)

協議事項、意見等ございませんか。

事務局から連絡等ありませんか。

(事務局の連絡等)

事務局 次回の定例総会は、5月15日、月曜日を予定としております。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和5年4月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14 時 05 分